

広島県告示第三百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定によって、次の保安林を解除予定保安林にした。

平成二十三年四月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

福山市高西町川尻字川尻山二七八・字向山二七九の一・字苅畑山二八二の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、二八二の四から二八二の六まで

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

河川管理施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県農林水産局森林保全課及び福山市役所に備え置いて縦覧に供する。）